

【翻訳】 ヴェストファーレン講和文書の成立（二）

ACTA PACIS WESTPHALICAE, III B 1/1, Einleitung II 4-7 より

Translation: Die Entstehung der Urkunden des Westfälischen Friedens,
in ACTA PACIS WESTPHALICAE, Serie III, Abt. B, Verhandlungsakten,
Bd. 1, Die Friedensverträge mit Frankreich und Schweden.

Teil 1: Urkunden, Einleitung II 4-7, LVI-LXXVII. Bearbeitet von *Antje Oschmann*. Münster 1998.

伊 藤 宏 二

Koji ITO

（平成19年10月1日受理）

はじめに

本稿は、ACTA PACIS WESTPHALICAE, Serie III: Protokolle, Verhandlungsakten, Diarien, Varia. B: Verhandlungsakten. Band 1: Die Friedensverträge mit Frankreich und Schweden. Teil 1: Urkunden. Bearb. von *Antje Oschmann*. Münster 1998 (Zitiert: APW III B Bd.1/1), Einleitung II 4-7, LVI-LXXVIIの全訳であり、河村貞枝氏を研究代表者とする科学研究費補助金による研究成果報告書『国境をこえる「公共性」の比較史研究』（研究課題番号14310180）、2006年3月、58～100頁における「ヴェストファーレン講和文書の成立」を基に若干の修正を施した「ヴェストファーレン講和文書の成立（一）」『静岡大学教育学部研究報告（人文・社会科学篇）』第57号、2007年、355～370頁の続編でもある。河村貞枝氏の上掲報告書における訳稿に相応する部分は、本稿までとなる。

【翻訳】

4 講和条約の署名と公告（1648年10月24～25日）⁽⁷⁷⁾

署名時の手続きについては〔講和会議〕末期にやっと確定され、10月半ば以降話し合いが進められていた。恐らく皇帝使節の周囲で作成され、金をかけて作っただろう式典の〔会場の〕正面図を含んだ詳細な〔参席者の〕リストが講和会議に広まった⁽⁷⁸⁾。しかしそれは即座に無視され、恐らくまたスペインーフランス間交渉の失敗を留意し1648年1月16日及び30日のスペインーネーデルラント条約の施封と署名を顧慮して、簡素な手続きが選択された⁽⁷⁹⁾。スウェーデン使節と帝国等族使節も〔式典のやり方に〕同様に関心を持っていたにも関わらず、とりわけ恐らくフォルマーとセルヴィヤンが詳細を互いに申し合わせ⁽⁸⁰⁾、その他の関係者には時折情報を与えていたに過ぎなかった⁽⁸¹⁾。いずれにせよこの件は、フランス王のスウェーデンに対する優位を如何なる場合においても守ろうとしていたセルヴィヤンの要求を満足させるかにかかっていた。フォルマーとセルヴィヤンは10月22日にやっと〔式典に関する〕実際の進行手順に関して合意し、望もうが望ままいが、帝国等族を式典の進行や条約当事者の署名の決定的な部分から事実上広範に遠ざけておく手順について申し合わせた。スウェーデン使節（並びに在オスナブリュック皇帝使節）はこれを受け入れ、IPOの署名を同様のやり方で調整した。

この申し合わせによれば、〔IPMとIPOの〕条約文書のそれぞれ2部の正本が皇帝、フランス、スウェーデンの主席使節の宿所で署名され、その後帝国等族のミュンスターでの通例の会議場である司教館へ運ばれ、そこで帝国等族は彼らの署名を行うものとされた¹⁸²⁾。

皇帝及びフランス使節によるIPMの署名については、皇帝使節、とりわけフォルマーの報告書¹⁸³⁾、並びにセルヴィヤンがフランス母后 (Königin) に宛てた書簡¹⁸⁴⁾が、簡潔に成り行きを言及している。IPOの式典について我々は皇帝使節の記録を通じてのみ知ることができ¹⁸⁵⁾、該当するスウェーデンの記録は欠如しているのである¹⁸⁶⁾。司教館での帝国等族による署名に関しては、多数の帝国等族の記録が現存している¹⁸⁷⁾。その上帝国等族の使節及びその他の外交官たちは、一般にこの日のことを記録に残しており、それと並んで〔それぞれの〕使節宿所における出来事も言及してあるのであった¹⁸⁸⁾。

10月24日昼13時頃、正式な式典が始まった。その数時間前に帝国等族〔使節〕はスウェーデン〔使節〕に対して、帝国議長マインツ選帝侯の押印の下で文書化された10月13日の帝国等族による署名に関する帝国決議を提出していた（そして恐らくスウェーデン使節はヘッセン軍への補償に関する抗議書も受け取り、それはセルヴィヤンも手渡された¹⁸⁹⁾）。オスナブリュックでのスウェーデン使節及び皇帝使節の書記ハンスンとガイルが、13時頃帝国議長に寄託されていたIPOの両正本を受け取り、皇帝使節ランベルクの宿所に運んできた¹⁹⁰⁾。そこで本文がもう一度読み上げられ、署名のために準備された正本が相互に照合された。その間にウクセンシェーナとサルヴィウスは、若干の未処理だった交渉の問題点、例えばヴェーザー川通行関税問題、に注意を喚起した¹⁹¹⁾。それに引き続き、スウェーデン使節が両文書に署名した。その後ウクセンシェーナとサルヴィウスは、ウクセンシェーナがミュンスターで入居していた家¹⁹²⁾へ向かい、ランベルクとクラネがそれに続いた。そこで¹⁹³⁾皇帝側のこの者たちが両文書に押印・署名し、ランベルクはさらに付け加えてトラウトマンズドルフの印を両文書に押し当てた¹⁹⁴⁾。その後皇帝側及びスウェーデン側の書記が両正本を司教館に運び、そこで帝国等族〔使節〕の署名が行われた。翌日——10月25日の日曜日——両使節書記は再び司教館へと戻って行った。それぞれの書記室で作成された正本が彼らに返還された後、彼らは文書を互いに交換し、めいめいが相手方の書記室で作成された正本をその使節の下へ持ち帰った¹⁹⁵⁾。加えてスウェーデンの書記は帝国等族、恐らくマインツ選帝侯の官房長の手から、若干の文書を受け取った。詳しく言えば、先述の4部の鑑定書¹⁹⁶⁾、押印された執行令¹⁹⁷⁾、及び帝国等族の署名に関する帝国決議文書¹⁹⁸⁾である。スウェーデン軍への補償の第1期分担金に関する割当〔表〕を、スウェーデン〔使節〕は数日内に受け取った¹⁹⁹⁾。

IPM文書の署名も同様に行われた。10月24日午前、既に帝国等族の代表者はスペインのエルザス譲渡に関する帝国等族の保証をセルヴィヤンに届け、恐らくは帝国等族の署名に関する決議文書も既に届けていた¹⁹⁰⁰⁾。帝国議長にIPO文書を受け取りに行った直後の正午、ナッサウとセルヴィヤンの書記もまた、9月15日にそこに寄託された、無論その間にフランスの書記室によって清書されることとなったIPMを受け取り¹⁹⁰¹⁾、それをナッサウの下に運んだ。セルヴィヤンは既にそこに先行していたが、フォルマーはやや遅れてやって来た。皇帝使節は、この時点でまだ署名されていなかった暫定的な、皇帝と帝国並びにオーストリア大公による〔エルザスの〕割譲声明¹⁹⁰²⁾を、セルヴィヤンに表明した。彼ら〔皇帝使節〕は彼〔セルヴィヤン〕の面前でこれらの諸文書に署名したが、それらの文書をなおも手元に置いたままにしていた。その後でセルヴィヤンはIPMの両正本に署名を行い、恐らくは押印もしたのだった。彼〔セルヴィヤン〕は自分の宿所へ赴き、そこでナッサウとフォルマーは彼〔セルヴィヤンがナッサウの宿所で行ったこと〕に従った。そこに到着した時に、フォルマーは簡潔な声明を行い、スペインの講和条約からの排除は皇帝の会議政策の目標に反しており、皇帝の意思に反して受け入れられたものにしか過ぎない、と注意を喚起したが、セルヴィヤンはフランスの立場をもって応答し、説明した¹⁹⁰³⁾。

その後でナッサウとフォルマーの側でIPMの両正本に署名（及び押印）し、彼らが署名した2部の暫定的な割譲〔文書〕を〔セルヴィヤンに〕手渡した。キージに寄託されていた全権委任状が取り寄せられて交換され¹⁰⁴、その結果、その本文が〔IPM〕講和文書に挿入されている2部のフランス全権委任状が皇帝使節の手に渡り、他方でセルヴィヤンは、トラウトマンズドルフ、ナッサウ、フォルマーに対して作成された〔全権委任〕文書を手に入れた¹⁰⁵。

セルヴィヤンの宿所から、エルザス・メッツ・トゥール・ヴェルダンに関する帝国の暫定的な割譲声明書と一緒にIPMの両正本が、司教館の帝国等族〔使節〕の下に運ばれた。これらが署名された後で、セルヴィヤンとナッサウの書記が晩に3部の文書を受け取りに行き、互いに条約文書を交換して、それぞれ相手方の書記室で作成された正本を自らの宿所に持ち帰った。

署名式典に関する上述の経過は、直接の関与者による諸報告書から、合致していると証明されている¹⁰⁶。若干の帝国等族〔使節〕及びキージによる上述と異なっている記録——その中では一方の宿所においてその都度2部の正本のうちの1部が完全に両陣営によって署名され押印されたと伝えているが——は、検証に基づいていない¹⁰⁷。

帝国等族〔使節〕による署名は揉め事なく進んだ。署名の方式は午前中に取り決められていた¹⁰⁸。〔事前に〕指名されていた〔17名の〕使節に加えて、さらに9名の新たな全権使節が署名を行った。式典の際司教館に居合わせたその他の使節、並びにミュンスターにまだ他に滞在していた、とりわけカトリック等族の代理人¹⁰⁹は、署名しなかった。福音主義使節のうちザクセン選帝侯の代理人ロイバーは、署名の代表者と予定されていたが、それに応じた選帝侯の許可を受領していなかった。彼は署名に関する指令を2週間後にやっと手に入れ¹¹⁰、11月15日及び16日に4人の使節の宿所で条約に署名した¹¹¹。詳しくは、両皇帝使節の宿所でスウェーデン使節書記室由来のIPO文書とセルヴィヤンによって作成されたIPM文書に、セルヴィヤンの宿所でナッサウとフォルマーの書記室由来のIPMに、そして最後にウクセンシェーナの宿所でIPO写本1部に〔署名したのであった〕。その上彼の名前はIPM第120条及びIPO第17条第12項の余白にその都度付け加えられているが、もっともどのような理由からか、ナッサウとフォルマーの手元に置かれたIPMの版には付け加えられなかった¹¹²。

10月24日の晩は礼砲とともに更けた¹¹³。翌日も何度か礼砲が発射され、感謝の礼拝と聖なるミサが催された。フランスとの講和はミュンスターで¹¹⁴、スウェーデンとの講和はオスナブリュックで公表された。それとともに平和状態が正式に公告された¹¹⁵。

5 講和条約の署名から批准書の交換まで

ミュンスター及びオスナブリュックにおける条約の公告の翌日、使節たちは軍隊及び母国の宮廷へ報告した。彼らはテュレンヌ將軍¹¹⁶、ピッコローミニ將軍¹¹⁷、プファルツ伯カール・グスタフ將軍¹¹⁸に使者を派遣した。ストックホルムにはスウェーデン使節がその書記のグスターヴ・ハンソンを送り出したが¹¹⁹、彼は、宮廷で講和条約の本文を提示することができるように、皇帝〔使節〕の書記室で作成され〔式典でスウェーデン使節と交換し〕た交渉文書の正本¹²⁰を荷物としていた。それに対して皇帝使節とセルヴィヤンは、彼らに手渡された条約文書を自ら保持し、この時は単に謄本をヴィーン¹²¹ないしパリ¹²²に送っていた。皇帝の宮廷はさらに急使を通じて情報をもたらされた¹²³。これ程の重要性を持つ知らせを伝えることは名声や高額の報酬を期待させるものであった。スウェーデン—皇帝間交渉に関するランベルク、フランスとの条約に関するナッサウの、両皇帝主席使節は、この榮譽のために張り合い、その結果皇帝側から2名の使いがヴィーンへと出発した¹²⁴。最終的に、〔ミュンスター〕主席使節の息子ヘルマン・オットー・ナッサウ¹²⁵が、11月3日にヴィーンに最初に到着した¹²⁶。彼

の父親の交際関係が彼に決定的な天の時をもたらすことになった¹²⁷⁾。スウェーデンの使者は11月2日(12日)にストックホルムに到着し、法外な報酬を受け取った¹²⁸⁾。パリには条約締結の公式な知らせは遅くとも10月末日には届いていた¹²⁹⁾。

両講和条約で明文化されて要求されていたそれぞれの相手方に対する批准書は、仮に発行に遅れが生じたにしても、全体としてみれば迅速であった。ストックホルムでは11月10日に講和条約に取り組み始めていた¹³⁰⁾。ハンスンが到着してすぐに原本が王国顧問会に提出され、審議が開始され¹³¹⁾、最終的には躊躇なく批准が承認された¹³²⁾。批准文書の骨を折った作成作業はかなりの時間を要し¹³³⁾、とりわけサルヴィウスの指摘¹³⁴⁾によれば、最初から同一の3つの文書を作成したのだった。14日後にこれら3文書は王国顧問会を最終的に通過し、その際、女王、王国宰相ウクセンシェーナ、もう1名の王国顧問及び国務尚書〔ユルデンクロウ〕が、〔ハンスンによって〕送り届けられた講和条約と本文を照合したのだった¹³⁵⁾。11月末日ないし12月の初旬にハンスはこれらの文書を持ってストックホルムを出立し¹³⁶⁾、ほぼ一ヵ月後の12月22日にミュンスターに到着した¹³⁷⁾。

ヴィーンでは11月11日に枢密顧問会が講和締結を審議した¹³⁸⁾。その際、条約の受諾については〔当然のものとして〕議題に上らず、すぐに批准と皇帝の執行令の作成の準備が始められた。どんな称号がそれらの文書で皇帝に与えられるかという問題についてのみ、顧問たちはあらゆる残された可能性をくみ上げようとしたのだった。というのも、皇帝はIPMでフランスに対してlandgravius Alsatie〔エルザス方伯〕の称号を以後使用することを断念していた——既に1647年に約束され、1648年11月初頭にミュンスターで文書化されたことである¹³⁹⁾——が、この皇帝の肩書きはIPOでは多くの箇所で用いられていたからである¹⁴⁰⁾。枢密顧問たちはそれ〔称号の使用〕に関して簡単に断念しようとは思わなかった¹⁴¹⁾。そういう訳で、IPOの皇帝による批准書に関しては、landgravius Alsatieの称号が含まれていた文書を1部作成することが決議されたが、しかしながら困難を予防するために、同時にミュンスターにはこの称号の無い2部の〔批准書〕原本を使者に持たせることが決議された。かくしてそのように行われた¹⁴²⁾。IPMの批准書の作成は、セルヴィヤンが文面に関する合意事項を変更したがっていると、ミュンスターから使節が知らせてきたため、幾分遅れた¹⁴³⁾。皇帝顧問たちは厄介な事態に陥ることを危惧したので変更に関するこの要請を受け取ったが、最終的にはそれを完全に拒否した¹⁴⁴⁾。皇帝が、その他の帝国議長マインツ選帝侯や或いは福音主義分団のために批准書を作成したかについては、そのことが拘束力を持って合意されていたわけではないので、準備をしていたようには見えない¹⁴⁵⁾。IPMとIPOに関する〔批准〕文書を持った使者は、11月22日頃にヴィーンを出立し¹⁴⁶⁾、12月3日の晩にミュンスターに到着した¹⁴⁷⁾。

11月7日付けの皇帝の執行勅令¹⁴⁸⁾は、恐らく11月11日直後に印刷され、複製と配布に関する許可証(Patentdruck)としてクライス通達事項担当諸侯に送付された¹⁴⁹⁾。講和条約で皇帝に要求されていたその他の文書もこの頃作成された。エルザス、メッツ、トゥール、ヴェルダン並びにピネローロに関する帝国の譲渡声明は、同様に11月7日の日付けだが、書記エクスリンが皇帝の批准書と一緒にミュンスターに持ち運んだ¹⁵⁰⁾。オーストリア諸大公の譲渡〔文書〕並びにIPM及びIPOのオーストリアによる批准書——両チロル大公によっても署名されねばならなかった——は、12月12日にオーストリア使節ヴォルケンシュタイン(Wolkenstein)に送付された¹⁵¹⁾。ただし上述の最後の批准書には、きっと故意ではないが、書式に誤りがある¹⁵²⁾。最後に皇帝は、〔スウェーデンとの〕秘密条項に関する批准書を数部作成する¹⁵³⁾という11月末にサルヴィウスが提起した要求を、1649年1月初めに満たしたのだった¹⁵⁴⁾。

パリでは王と摂政政府が講和条約の署名の時期に内政的に極めて困難な状況にあり¹⁵⁵⁾、講和締結の知らせは政治の場でほとんど気かけられなかった。事実またこの困難がフランスの批准書の作成を遅

延させ、ロートリンゲン軍やその他による郵便の妨害から副次的な障害が生じ、セルヴィヤンの個人的な希望及び彼と国務尚書ブリエンヌの間の意見の衝突が〔批准書作成の〕進行を妨げたのであった。

つまり、セルヴィヤンは署名後すぐに、もともと予定されていたのと異なった方法で批准書を準備するつもりだと皇帝使節に伝え¹⁵⁶⁾、パリにもそのように報告していた¹⁵⁷⁾。無論彼はこのことをそれほど重視してはいなかった。というのも彼は皇帝の異議について聞き知っていたので、彼はすぐに譲歩し、本来予定されていた書式に従った文書を送るようパリに請求した¹⁵⁸⁾。クリスマスの日ミュンスターにパリから送付物が届き、その中には皇帝に対する2つの版の批准書が含まれていた¹⁵⁹⁾。しかしながら2つの版のどちらも〔事前に〕望まれていた通りに様式化されていなかった。つまりブリエンヌは、全権委任状をも清書させ、文章全体を通じてフランス王〔の名〕を皇帝に先行して位置付け、さらに第2の版では全権委任状の順序を〔フランス使節－皇帝使節の順で〕逆にしていたからだった。会議〔の人々〕がそれを聞き知った時、憤慨は大きかった。というのもそれ以後の〔フランスの〕政治的意図について想像がついたからであった。少なくともそれはセルヴィヤンには当てはまらず、彼は精力的にパリに対する仲裁役を果し、新しい文書を請求した¹⁶⁰⁾。1月初頭に彼は最終的に適切な文書1部を手にした¹⁶¹⁾。スウェーデンの3部の批准書が到着する直前になって初めて、彼は1部の文書では不十分であることに気付いた。最初彼は帝国議長のためのもう1部で足りると考えていたが、最終的にロイバーがそれに抗議し、セルヴィヤンはさらに2部の追加文書をブリエンヌに注文した¹⁶²⁾。〔フランス〕国王の宮廷は一時的にパリの外に〔退避して〕留まることを余儀なくされていたので、これら〔2部〕の文書はかなり後になって作成されたが¹⁶³⁾、恐らくは〔セルヴィヤンが1月初頭に手にした適切な〕最初の文書とは異なる原本が用いられたであろう。1649年2月半ばにこれら2部の版が最終的にセルヴィヤンの手に届いた¹⁶⁴⁾。〔帝国等族用の〕両批准書への国王の押印のために彼は、皇帝に与える予定の批准書でも既にそうしていたように、ミュンスターで高額な費用と引き換えに、金製の印章箱(Siegelkapsel)を作成させた¹⁶⁵⁾。スウェーデンも金製の印章箱を使用していたので、フランスの評判を損なうことがないように、彼〔セルヴィヤン〕にとってこのことは必要不可欠なことと思われた¹⁶⁶⁾。

かくして、講和条約で批准書の交換に定められた期限¹⁶⁷⁾後間もない1649年1月初頭には、ミュンスターに滞在する主たる交渉当事者は、それに関する必要な文書を自由にすることが可能であった。その間そこでは「平和の執行」(executio pacis)に関心が集中していた¹⁶⁸⁾。しかしながらこうした努力は、支払い義務を負わされた帝国クライスが1648年12月末に予定されていた第1期の〔スウェーデン軍への〕補償金の支払いが準備されていないことを認めたことによって損なわれた。その上、皇帝軍とプファルツ伯カール・グスタフの間で軍隊の解散方法をめぐって始められていたプラハにおける交渉は失敗した¹⁶⁹⁾。なぜなら皇帝側はどんなことがあっても帝国等族の支払いの保証人にはなろうとはせず、これに対してスウェーデン側は〔支払いに関する〕この点について十分な確実性がなければそれ以上の交渉を無意味なもののみとしたからであった。その結果ミュンスターではウクセンシェーナとサルヴィウスが軍首脳部(Armeeführung)側からの強力な圧力に屈した。おまけに、スペインが〔フランス〕王の内政危機を利用して、スペインの手にあるプファルツ選帝侯の要塞フランケンタールから、エルザスやロートリンゲン諸司教領を攻撃するのではないかと、といったフランスの懸念が影響しないわけではなかった。それゆえフランスとスウェーデンの両使節は、ミュンスターになお集まっていた帝国等族たちに〔ハプスブルクへの対抗措置として〕さらなる要求を満たさせようとする可能性を、すぐに手放そうとはしなかった。批准書の交換のために予定されていた期限を過ぎた1649年1月初頭に、彼ら〔両使節〕はその〔批准のための〕予備条件を公表したのだった¹⁷⁰⁾。

スウェーデン使節はその際、10月24日までに達成されていなかった若干の個別要求を追加条項として

現実化するように求めた。彼らは何名かのプロテスタント使節と、軍隊の撤兵を付帯事項として恩赦及び条約中の宗教権に関する諸規定を遂行するということで一致した。おまけに彼らは10月13日の帝国決議に反して、全帝国等族、さもなくばそこ〔10月13日の帝国決議〕に名が挙げられていなかった若干の帝国等族の批准書を請求したのだった¹⁷¹⁾。その後2月にミュンスターに到着した帝国等族の批准書が彼ら〔スウェーデン使節〕に提示された時¹⁷²⁾、彼らはそれら諸文書を贅沢にこしらえようとした。具体的に言うと、羊皮紙に清書してつり印(Hängesiegel)を備え付けようとしたのだった。その上彼らは、帝国等族が用いた批准の書面の中で、若干の表現が〔スウェーデン〕王国の信望を損なうものだったので、それらを非難したのであった。その真剣さが相手方の皇帝側と帝国等族側には悪質なものとみなされていたこれらのスウェーデンの要求について、ミュンスターでは2月半ばまで話し合われたのだった。

セルヴィヤンも帝国等族の批准書を若干問題視した。しかしながら彼の主眼はフランスへの領土補償の確実化(Absicherung)に置かれていた。そういう訳で彼は表面的には目立たないようなやり方で1648年8月22日の帝国等族の声明の無効化を要求し¹⁷³⁾、講和条約に従って必要とされた全ての当該の声明書を実際に受け取ろうと努めた¹⁷⁴⁾。帝国の名の下でオーストリア大公によって作成されたとされる割讓声明は、既に12月にミュンスターに届けられていた¹⁷⁵⁾。皇帝はこの件について何度もマドリッドに〔人を遣って〕言い聞かせたにも関わらず、全ての人が想像し得たように、スペインの文書だけは作成されなかった¹⁷⁶⁾。そういう訳でセルヴィヤンは、これに備えて帝国等族が10月15日の声明で同意した義務を果すことを彼らに求めた。帝国等族はそれに基づき1月28日付で文書¹⁷⁷⁾を作成したが、その中で帝国は、条約で規定された一般保証を越えて、彼ら〔帝国等族〕の諸権利の如何なる侵害に対しても武器を取ってフランス王に援助することを義務付けられた。占有質としてフランス軍は森の4都市Laufenburg, Rheinfelden, Säckingen, Waldshutの占領を維持してよく、この他にチロル大公に対する300万トゥールーリーブルの支払いが延期された。皇帝¹⁷⁸⁾及びフォルマー——彼がなんとといっても文書の作成に影響力を持っていた——は再度異議を唱えたが、しかし彼らは講和条約で定められた義務に反することは何もする気が起きなかった¹⁷⁹⁾。彼らが批准書の引渡しに反した場合のセルヴィヤンの留保は、その希望通りの帝国の義務声明〔文書〕が提出されていたので、いまやほぼ完全に処理されていたのだった。

その他のスウェーデン及びフランスの要求については、あれこれと議論された後で——とりわけ皇帝宛の1649年1月25日の上申書(Schreiben)は、帝国等族の間で進展せずに意見が対立した論争の果てにやっと解決を見た¹⁸⁰⁾——、帝国等族が批准書の交換前に文書をもって講和条約の執行を保証し、補償金の支払いと軍隊の解散について軍首脳部と合意することを約束する、ということで会議は一致した。帝国等族の批准書は、それらが形式の上では公的なものではないとされた限りで、後から送られることとなった。2月17日にある書面〔上述の如く帝国等族が講和条約の執行を文書で保証するという声明書〕が作成された後には¹⁸¹⁾、批准書交換への道が開かれていたのだった。

6 批准書の交換 (1649年2月18日)

1649年2月18日に批准文書は交換された。皇帝、スウェーデン、フランスの文書はそれ以前に照合されていたが¹⁸²⁾、その際、スウェーデンのために指定された皇帝の批准書に誤りが確認され、それをランベルクは文書に自ら書き込んで訂正し、彼はそれに関する証明書をクラーネとともに作成したのだった¹⁸³⁾。IPMの批准書は、最初は1648年12月に照合されたが、その時セルヴィヤンが手にしていたのは誤りを含んだ文書だった。その後1649年1月末に、その間に届けられた修正版のフランス文書が再度点検された¹⁸⁴⁾。

1648年3月のスペイン—ネーデルラント条約の誓約と批准は荘重な式典であった⁽¹⁸⁵⁾。フランスとスウェーデンとの講和締結の署名の際の1648年秋には、それと同様に〔式典を〕行い、批准書の交換を盛大に開催することで一致していた。しかしながら1649年2月にもはや事態はそうならなかった⁽¹⁸⁶⁾。とりわけセルヴィヤンの〔スペインの声明書がない時の森の4都市の占領に関する〕留保権が盛大な〔式典の〕開催を許さなかったようである。その上、同フランス使節は重い病気だったので彼はベッドを離れることが出来なかった。それゆえ最終的には10月24日の署名式典の際と同様に開催され、批准書は〔帝国等族の宿所には持ち込まれず〕使節の宿所でのみ交換されたが、しかし帝国等族の代理人たちも出席していたので、会議として公的なものでもあった。

最後の最後まで場所と方式をめぐる争われた後で、批准書交換の当日にとうとうスウェーデン使節たちの堪忍袋の緒が切れた。彼ら〔スウェーデン使節たち〕は最終的にセルヴィヤンと取り決めることなく——そのためセルヴィヤンは非常に立腹していた——、彼らは2月18日の正午頃にランベルクの宿所を訪問したが、そこには帝国等族の代理人たちも訪れていた。慣例通りの歓迎の辞と両陣営の誓約(Stipulation)が述べられた後に、ウクセンシェーナはマインツ選帝侯の官房長〔ライガースペルガー〕からそれ以前に合意していた平和の執行に関する声明書を授けられ、彼〔ウクセンシェーナ〕はそれを大声で読み上げた。次いで彼は、講和締結から生じまだ満たされていない義務〔補償金の支払い〕を、帝国等族が履行するようにと、帝国の名をもって口頭で約束するように要求した。彼の方でそれに応じた保証〔軍隊の撤兵〕を述べた後で、彼はランベルクにスウェーデンの批准書を手渡したが、それはもはや読み上げられなかった。その後で皇帝及びスウェーデン使節は互いに握手の手を差し出して抱き合った。その後マインツ選帝侯の官房長は皇帝に指定された帝国等族の批准書を、彼の手元にあった限りで〔ランベルクに〕手渡した。

それに引き続き参加者全てが適切な序列に従ってウクセンシェーナの宿所を訪れた。ここで進行が中断した。というのも、スウェーデンが福音主義分団のために批准書をザクセン選帝侯使節に手渡すべきか否かという論争が生じたからである。マインツ選帝侯の官房長はそれに激しく抗議し、その結果ウクセンシェーナはザクセン選帝侯に指定された批准書の手交を差し控えたのだったが、それは後にスウェーデンの使節書記を通じてザクセン選帝侯の全権使節に引き渡された⁽¹⁸⁷⁾。次いでランベルクとクラネは、帝国等族代表の面前で皇帝の批准書を手渡したが、それも読み上げられることはなかった⁽¹⁸⁸⁾。回復された平和の印として、改めて握手と抱擁がそれに続いた。誤りがあったりや不十分である文書を適切な形に訂正して後から発送する約束とともに、ライガースペルガーの手からスウェーデン使節は帝国等族の批准書を受け取った。ブランデンブルク選帝侯使節は選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムの批准書を別個に手渡したが、無論〔スウェーデン側から〕望まれていたフォアポメルンに関する割譲声明は添付されていなかった。さらに加えてウクセンシェーナは義務付けられていたリューベックの批准書について尋ねた。リューベック使節はヴェーザー河川通行税に関して留保を付けることでのみ〔批准書を〕発行しようとしていたが、そのことをライガースペルガーは承認しなかった⁽¹⁸⁹⁾。その後ウクセンシェーナはスウェーデンの批准書を帝国議長のためにマインツ選帝侯使節に手渡した。

その間フランスの弁理公使ラ・クール(La Court)は、病床にあるセルヴィヤンに代わってナッサウの宿所へ赴き、費用のかかる大規模な儀式を行わずに、そこへフランスの批准書を持ち運んだ。帝国等族が共犯となったスウェーデンの先走った処置に腹を立てていたのも、帝国等族の代表はここでは——ほとんど故意に——背景に押しやられ、彼らの到着を待つことは全くされなかった。もちろん帝国等族の代表者たちは、彼らが到着してすぐに、それまでミュンスターに適切な形で届けられていた限りで、皇帝に指定された批准書を、そこ〔ナッサウの宿所〕に手渡した⁽¹⁹⁰⁾。彼らがセルヴィヤンの宿所へ向か

ってナッサウとフォルマーに付き従った時、セルヴィヤンがベッドに横たわりながら狭い部屋で皇帝使節を迎えている間、彼ら〔帝国等族使節〕は控えの間で待機せねばならなかった。そこでナッサウとフォルマーは彼〔セルヴィヤン〕に4部の文書を手渡した。即ち、皇帝の批准書、皇帝によって作成され帝国等族代表によって署名されたフランスへの賠償地域に関する帝国の割譲声明書⁽¹⁹¹⁾、さらに、皇帝(オーストリア大公として)及びチロル大公によって作成されたエルザス関連文書⁽¹⁹²⁾、そして最後に皇帝がチロル大公と一緒にIPMのために作成した批准書である。それに応じてセルヴィヤンは、なおも〔帝国等族使節を室外で待たせて〕皇帝使節とだけ一緒にいた間に、フランスの領土賠償に対して提起され得るか、既に提起されていた、それぞれの異議申し立てに抗議する声明を読み上げた⁽¹⁹³⁾。この声明は〔帝国等族使節を外に待機させたままであるにも関わらず〕、1648年8月22日の帝国等族の権利の留保⁽¹⁹⁴⁾——その無効化をセルヴィヤンはそれまで要求してきたが無駄であった——及び、1648年9月29日のフランス王に宛てた帝国等族の覚書⁽¹⁹⁵⁾に対して向けられていた。ナッサウとフォルマーはセルヴィヤンの抗議を承知し、後に文面の控えを受け取った。帝国等族〔使節〕が部屋に通された時、セルヴィヤンと皇帝使節はフランスの抗議について何も述べなかった。帝国等族〔使節〕は、なおも皇帝使節が臨席しているところで、署名された特別保証⁽¹⁹⁶⁾、フランスに指定された帝国等族の批准書、並びに条約の執行に関して彼らの義務を表した文書⁽¹⁹⁷⁾を〔セルヴィヤンに〕手渡した。その後皇帝と帝国等族の代表はフランスの宿所を後にした。帝国議長マインツ選帝侯に指定されたフランスの批准書は、仮にこの式典の最中にとは言えなくとも、恐らくその後すぐには作成されていた⁽¹⁹⁸⁾。ザクセン選帝侯に与えられるべきフランスの批准書は、ザクセン選帝侯のIPMの批准書がまだ適切な形で引き渡されていなかったため、帝国議長に寄託されていた⁽¹⁹⁹⁾。祝賀の訪問によってその夜は更けていった。その翌日曜日の2月21日に、同市では大祭が開催されたのであった⁽²⁰⁰⁾。

かくの日々に作成された諸文書は全てが今日なおも現存している。それらがどのようにして母国の宮廷に届けられたのかについては、無論如何なる場合にも確認され得るわけではないが、少なくともそれら全てが一様にすぐに、同じ時にそうされたわけではなかった。フランスの諸文書は、ほぼ十中八九セルヴィヤンが帰国の旅の際に3月20日⁽²⁰¹⁾に持ち帰った⁽²⁰²⁾。ランベルクは1649年3月に、その時まで保管されていた交渉文書も含めて、ミュンスターに存在していた全ての諸記録をヴィーンへ持ち帰る任務を受けた⁽²⁰³⁾。彼は4月13日にミュンスターを出発した⁽²⁰⁴⁾。ニュルンベルクにしばらく滞在した結果⁽²⁰⁵⁾、彼は6月にやっとヴィーンに到着し、同月15日に諸記録⁽²⁰⁶⁾を皇帝に手渡した⁽²⁰⁷⁾。スウェーデンの諸記録に関しては、サルヴィウスが既に1648年12月に批准書をストックホルムへ持ってくるように任務を与えられていた、ということだけ語ることが出来る⁽²⁰⁸⁾。彼は2月末にミュンスターからミンデンに向かったが、その後1650年春までハンブルクに滞在した⁽²⁰⁹⁾。ザクセン選帝侯使節は、既に述べたように、フランスとスウェーデンの批准書を1部ずつ受け取り、彼の使命の最後に、その他の諸記録と同様にこれらをドレスデンに持ち帰ったのであった⁽²¹⁰⁾。

7 会議の漸次的解散(1649年初夏)に至るまでの時期

批准書の交換後も差し当たり会議は継続し、軍指揮官たち(Armeeführungen)、とりわけスウェーデン軍元帥(Generalissimus)と共に、ただちに取り掛かった課題は、武装解除及び帝国等族による補償金支払いの履行をより一層進展させるための方法を取り決めることだった⁽²¹¹⁾。しかしながら会議は、2月末にプファルツ伯カール・グスタフと直接交渉するためにミンデンのスウェーデン軍本営に何名かの代表を派遣したにもかかわらず、それに関する合意はもはや実現しなかった⁽²¹²⁾。最終的に主導権は講和会議の手から離れて、カール・グスタフがニュルンベルクに新たな話し合いの場を定めたが、それは

独自の正真正銘の会議に発展したのだった²¹³。この集会は1649年5月初頭にスウェーデン軍総司令の庇護の下に活動を開始し、1年後に1650年6月16日(26日)及び7月2日の主要決議をもって閉会した。

帝国等族は、帝国議長と皇帝使節がそこに滞在する限りでミュンスターにおける行為能力を保持していた。それぞれ正式の解散決議をなすことも、会議が公式に閉会を宣言されることもなく、1649年4月から会議は解散し始めた。ニュルンベルクでの交渉が既に完全に進行中であった1649年6月初頭に、記録で確認され得る最後の帝国等族の集会在ヴェストファーレンで開催された。個々の使節の出立はそれぞれ異なる理由から1650年まで長引いた²¹⁴。

条約の署名時と同様に批准書の交換後にも一連の諸文書が新たに作成されたが、それらは仮に会議それ自体にとってはほとんど重要でなかったとしても、交渉史の関連で欠かすことの出来ないものである。つまり、様々な帝国等族が帝国議長や個々の条約当事者に接近し、条約原文で十分にはっきりと規定されていなかったか、そのように思われたことに関して、(より)有利な解釈を文書化させたり、或いは彼らの利害に不利となる解釈を予防したりしようとしていたのだった。交渉中に議題となつてはいたが規定され得なかったようなテーマもかつぎ出されたりした。残念なことに、こうしたことが文書によって表明されたものについての詳細な目録は、皇帝及び両王の側にも帝国議長のところにも見当たらない。それゆえここでは若干の事例しか述べることが出来ない。

ウクセンシューナとサルヴィウスが条約の署名後に干渉して彼らが帝国議長から受け取った4部の鑑定書には既に言及した²¹⁵。その中には他のものと並んで、ブレーメン市によって主張された帝国等族資格を無視することが表されていた。この点に関して皇帝使節側から異議が申し立てられ、彼ら〔皇帝使節〕の側では正反対の内容の文書を作成したのだった²¹⁶。その上スウェーデンへの領土賠償に関する諸規定の中で、バルト海沿岸での関税が保証されていた²¹⁷。それに対してブランデンブルク選帝侯とメクレンブルクは、戦時中に導入された新税はこの保証内容(Bestandgarantie)には含まれず、場合によってはそれが廃止されねばならないことを、皇帝使節によって確認してもらった²¹⁸。同様に、その維持がオストフリースラント伯の利益となるように講和条約で確認されていたヴェーザー関税に関わる通商問題が重要である。ブレーメン市及びリューベックを盟主とするハンザはこの規定に異議を唱えようとしていた²¹⁹。そういう訳で、ハンザ諸都市は8月6日のIPOの合意の際に既に抗議文を提出していた²²⁰。条約署名後間もなく、彼らはこの件に関する長々とした陳情書を編集し²²¹、彼らは批准書の交換後にその他の関連する供述書をもって登場したのだった²²²。その他にリューベックは、その使節グロッキンが講和条約の署名のために名が記されていたためその批准にも義務付けられており、しかるべき留保権をその批准書に挿入して講和条約で義務とされた保証〔事項〕からヴェーザー関税を取り除こうとしていた²²³。しかしながら同市はそれに関して全く成功を取ることが出来なかった。

これまで述べてきた種類の証明書²²⁴は、後に係争が生じた場合に自らの法的地位を改善することに役立てられた。使節の一方であったり、帝国議長であったりした〔それら証明書の〕作成者は、いうまでもなく条約の解釈を、一方的に拘束力を持ったものとして書き記すことが出来たわけではない。というのも条文解釈の権限は、せいぜい言えるところとしても、全帝国等族及び帝国議会に留保されていたからである。そうはいつても、そうした種のものであろうとそのような証明書が提示され得た場合には、係争当事者の論拠に重みを与えることになり得たのだった。

原註

- (77) 以下の本文に関しては、Dickmann, S. 500f, 606fが広範に従っているところの*Bauermann, Johannes, Die Ausfertigungen der Westfälischen Friedensverträge. In: Ders., Von der Elbe bis*

zum Rhein. Aus der Landesgeschichte Ostsachsens und Westfalens. Gesammelte Studien. Münster 1968, S. 425-433及び最近のものでは*Jakobi, Franz-Josef*, Vertragsunterzeichnung und Vertragsexemplare (Zit.: *Jakobi*, Vertragsunterzeichnung). In: Duchhardt, Heinz/*Jakobi*, Franz-Josef (Hrsg.), Der Westfälische Frieden. Das Münstersche Exemplar des Vertrags zwischen Kaiser/Reich und Frankreich vom 24. Oktober 1648. Teil I: Faksimile; Teil II: Einführung - Transkription - Übersetzung. Wiesbaden 1996, hier 2, S.28-32. *Jacobi*, Zur Entstehungs- und Überlieferungsgeschichte der Vertragsexemplare des Westfälischen Friedens (Zit.: *Jakobi*, Vertragsexemplare). In: Kunisch, Johannes (Hrsg.), Neue Studien zur frühneuzeitlichen Reichsgeschichte. (Zeitschrift für Historische Forschung, Beiheft 19) Berlin 1997, S. 207-222 [参照]。ヤコビは*Bauermann*, S. 427fにおける、1978年以降ミュンスター市公文書館に保管されている、古書取引においてある私人から入手したIPMの版が、10月24日に署名されたフランスのための正本である、という仮説を確認している。加えて彼〔ヤコビ〕は、皇帝に割り当てられた両条約の正本は、常に皇帝の宮廷に保管されており、帝国議長に引き渡されていたわけでは決してなかったと訂正することによって、その出来事の国制政治上の評価にとって致命的なバウアーマンとディックマンの誤りを修正している。

- (78) Text: *Meiern* 6, S. 587ff. それ〔マイエルン〕及びロイバー（彼がザクセン選帝侯に宛てた1648年10月13日（3日）の書簡、Ausf.: *Sächsisches Hauptstaatsarchiv* (Zit.: SHStA Dresden), Locat 8131 Band 17 fol. 283-285)の指摘によれば、この書面には皇帝使節の提案が絡んでいた。
- (79) いわゆる「配置図」(Aufstellung)(*Meiern* 6, S. 589)の最終項において、大規模な祭典は批准書の交換時へ延期し、時間のかかる署名式典の際には簡素な手続きで満足するという方法(Möglichkeit)が検討されていた。それがもし実現していたならば、以下に書かれている通りになったことだろう。「一方の講和文書の署名は申し合わされた日時に皇帝使節の宿所で、他方の文書の署名はそれぞれフランス使節ないしスウェーデン使節の宿所で、どちらにも帝国等族の代表が出席して行われる、とするのが成就され得る最善の手続きであろう」(videtur negotium ita commodissime perfici posse, ut unius Instrumenti subscriptio conducto die et hora in hospitio legatorum Caesareanorum, mox alterius in hospitio legati Gallici, et respective legatorum Suedicorum peragatur, praesentibus utrobique ordinum deputatis.)
- (80) 次註で掲げている諸文書と並んで、フォルマーがナッサウ〔伯〕に宛てた1648年10月15日の書簡(eigh. Ausf.: *Königliches Hausarchiv* (Zit.: KHA Den HaaG), A 4 nr. 1628/45 unfol.)を見よ。
- (81) 1648 10月2日（12日）に関しては、*RA Stockholm*, DG 13 fol. 1022-1025', 1648年10月8日（18日）に関しては、*APW II C* 4 Nr. 393, hier S. 735 Z. 3-15, 1648年10月12日（22日）に関しては、*Meiern* 6, S. 606f; *APW III C* 2, S. 1157 Z. 19-35参照。
- (82) ある帝国等族の記録によれば、1648年10月12日（22日）の帝国等族に対する皇帝使節の通知は以下のような文言であった。即ち、それぞれの使節の宿所で1部ずつの文書が完全に認証される、それゆえ両使節によって署名・押印される、ということだった。しかしながらフォルマーが素描したセルヴィヤンとの申し合わせ(*APW III C* 2, S. 1157 Z. 19-35)においては、それぞれの使節が相手方の宿所で作成された版にそこで署名・押印するということが語られておらず、その際の自身の版の署名については記述されていない。
- (83) フォルマーの日記の記事(*APW III C* 2, S. 1159 Z. 24-44)、並びに1648年10月25日の全皇帝使節による皇帝への報告書(Ausf.: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 58a 1648 VII-X fol. 215-217, 226,

Postscriptum (*Abkürzung*, PS), fol. 219)。

- (84) 1648年10月25日の文書、Ausf.: *AE Paris*, CP All 112 fol. 356-358; Teilabdruck: *Duparc, Pierre*, Les actes du traité de Munster de 1648 entre la France et l'Empire. In: *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes* 107 (1947-1948), S. 52-61, hier S. 59.
- (85) ランベルクの日記(*APW III C 4*, S. 198 Z. 28-199 Z. 14)、1648年10月25日の全皇帝使節による皇帝への報告書(Ausf.: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 58a 1648 VII-X fol. 215- 217, 226, PS fol. 219)、並びに、恐らくはランベルクとクラーネの書記室由来の議事録、しかしそれはヴィーンには現存していない(*KHA Den Haag*, A 4 nr. 1628/45 unfol.)。
- (86) スウェーデン使節はその書記をストックホルムへ派遣し、彼は口頭で報告し、書面による報告書を共に携行していたと伝えられているが、その文書は喪失されている。
- (87) Vgl. TE 6, S. 592; *Meiern 6*, S. 613-625. Vgl. auch die von *Jakobi*, Vertragsexemplare, S. 208 Anm.en 5-11, 上述の諸報告書も見よ。
- (88) 例えば、ロイバーの日記(*SHStA Dresden*, Locat 8134 Band 28 fol. 319-321')。キージは1648年10月30日に冗長なFoglio文書で国家書記局に報告し(Ausf.: *Vatikanisches Geheimarchiv*, NP 24 fol. 741-746)、コンタリニは統領に対して1648年10月24日、25日、27日、30日の数度に亘ってより簡潔に〔報告している〕(*Marciana Venedig*, It. classis VII codex MXCVIII (collazione 8153) fol. 277-278, 278', 278'-279', 283-285)。
- (89) 両使節書記によって署名された1624年10月24日の抗議文書(Kopien: *KHA Den Haag*, A 4 nr. 1628/45 unfol.; Ausf.en: *HHStA Wien*, MEA FrA Fasz. 28 Konv. 1 unfol.)
- (90) ランベルクはミュンスターでは司教座聖堂参事会員レンベルト・フォン・ケッテラー(*Rembert von Ketteler*)の家に入居していた(*APW III C 4*, S. 193 und 202f)。
- (91) それに関しては註219-223〔参照〕。
- (92) 当時ミュンスターでウクセンシェーナは、スウェーデン弁理行使邸、即ちミュンスターの医師ベルンハルト・ロットENDORFF(*Bernhard Rottendorff*)の家に、恐らく入居していた。
- (93) 皇帝宛の共同報告書には、ランベルクとクラーネが、ナッサウやフォルマーと同様の留保を述べたと記されている。IPO第17条第11項における「ポルトガル王及び王国(*rex et regnum Lusitaniae*)」の記名に対する8月6日ないし15日、並びに9月16日に口頭及び文書で示した権利の留保を、皇帝使節がこの時点で復唱していたかどうかについては、議論が争われていた。それに関してスウェーデン使節はストックホルムへ報告しておらず、皇帝使節もヴィーンへ報告していなかった。ただし*HHStA Wien*, MEA FrA Fasz. 28 Konv. 1 unfol. には、それに関する記録が見出され、それは署名されてないけれども、提出の日付はライガースペルガーの手によって1648年10月24日が与えられているのである。マインツ選帝侯のハイル帝国印刷所によるIPOの半公式版には、IPO第17条第11項の後に、8月6日の権利の留保を更新したこれが、ミュンスターの講和〔IPM〕には1648年10月24日付けのポルトガル約款が存在している(詳細は近刊予定の*APW III B 1/2*)。ポルトガル使節はそれについてスウェーデン使節に苦情を伝え、これに関する鑑定書を受け取った(*APW II C 4 Nr.n 441 und 452*)。
- (94) 皇帝に指定された文書にはこのことがはっきりと見て取れるが、喪失したスウェーデン用文書に関しては、トラウトマンズドルフの署名とともに白紙が挿入されており(註73参照)、このことは推定することができる。IPMの結部とは異なり、IPOでは全権委任状の交換は不要であった。というのも、合意されていたデンマークによる仲介の中止以来、両当事者はお互いに直接交渉し

ていたからである。全権委任状はここ〔皇帝―スウェーデン間〕では交渉の初めに、そしてその後1646年2月12日（2日）のトラウトマンズドルフの到着後にもう一度手渡された(APW II A 3, S. 234. Z. 19f; APW II C 3, S. 132f)。トラウトマンズドルフは当時彼の全権委任状を1645年12月半ばに既に提出していたが(APW II A 3 Nr.n 35, 37)、一方でスウェーデン使節はトラウトマンズドルフの要求に基づいてはじめて、女王自身によって署名された新しい全権委任状をストックホルムに要請していた(APW II C 3, S. 23 Z. 25-32)。それに基づいて女王は2部の文書を送ったが(APW II C 3 Nr. 21)、それらは文言と日付において異なっている。両方の版に関して文書が現存しているが、その一方は1645年12月10日（20日）付けの、皇帝使節に手渡された版で、HHStA Wien, AUR 1645 XII 10 に〔現存し〕、もう一方の〔皇帝側に〕手渡されなかった1645年12月30日（1646年1月9日）付けの版は、*RA Stockholm, originaltraktater Tyskland I. Tyska riket No. 8 I* に存在しているが、APW II C 3, S. 524 も参照せよ。トラウトマンズドルフは、皇帝の希望に完全になうものではなかったが（第2の版にもそれはあてはまっていたが）、前者の版を受け入れた(APW II A 3, S. 202 Z. 27 - S. 203 Z. 2, S. 236 Z. 12-21)。トラウトマンズドルフ、ランベルク、クラ―ネに対する皇帝の全権委任の文書は喪失されているが、皇帝側の伝承史料として現存している謄本及び草稿については、APW II A 2, S. 501 Anm. 4 を見よ。

- (95) 1647年2月8日（18日）に合意されたスウェーデンの賠償に関する秘密条項（註5）は、再度言及されることも更新されることもなく1648年10月に文書化された。1648年7月にスウェーデン使節は、それに関してIPOに独自の箇条を挿入することを短い間だが検討していた。
- (96) 註67〔参照〕。
- (97) Text: [APW III B Bd. 1/1] Nr. 27.
- (98) Text: [APW III B Bd. 1/1] Nr. 26.
- (99) Text: *Meiern 6*, S. 631-638. TE 6, S. 595 によれば、当該の委員会が1648年10月18日（28日）にはもうその〔表の〕訂正に従事していたという。ウクセンシェーナは1648年10月16日（26日）に日付と押印のない版を〔後述するように使節書記ハンスンを通じてストックホルムへ〕発送している(APW II C 4, S. 755 Z. 3ff)。
- (100) *Meiern 6*, S. 615f.
- (101) アルテンブルク使節の日記には(*Meiern 6*, S. 619)、両書記がフランスとの条約〔IPM〕を受け取ったと述べられているが、IPOに関して該当する文章は以下の如くである。即ち、「IPO条約は2冊とも帝国議長に封印されたまま寄託されている」(das Schwedische Instrumentum, so in zweyen Exemplaren bey dem Reichs=Directorio versiegelt deponiret)、と。
- (102) Texte: [APW III B Bd. 1/1] Nr.n 9 und 10.
- (103) Texte: APW III C 2, S. 1160 Z. 5-32.
- (104) この措置はセルヴィヤンにとって意外だった。彼の全権は普遍的平和(paix universelle)やそれと同時にスペインとの条約に適用していた。そういう訳で、キージの指摘（1648年10月30日のキージの書簡を参照、註88を見よ）に基づき、彼は自分用の副本を用意しなくてはならなかった（1648年10月25日にセルヴィヤンがブリエンヌに宛てた書簡Ausf.: *AE Paris*, CP All 112 fol. 364-368, hier 364-364', 及び1648年11月6日のブリエンヌがセルヴィヤンに宛てた書簡Kopie: AssNat Paris 279 fol. 199-201'）。
- (105) 1648年3月20日にパリで作成されたセルヴィヤンに対する全権委任文書は現存している(HHStA Wien, AUR 1648 III 20)。これに対して1643年9月20日にパリで作成された、3人のフランス使節

に対する全権委任状は失われ、同様にパリに保管されていた1645年10月4日の皇帝使節の全権委任状も喪失している。

- (106) *Jakobi, Vertragsexemplare*, S. 210f に関して、皇帝使節の記録とセルヴィヤンの報告の間の矛盾を受け入れていることは説得性がない。皇帝使節は(註85)2部の条約文書の署名と押印の時点に関する報告をしており、これに対してセルヴィヤンは(註84)、彼が皇帝側の宿所で皇帝側の文書に署名し、他方で皇帝使節が彼の所で彼の書記室で作成した文書に署名した、という事実のみを叙述しているのである。
- (107) 1648年10月半ば(初頭)以来流布した式典の詳細な「配置図」、及びその最終箇所に含まれている大まかな手続き(Verfahren)の叙述(註79)に由来して、使節宿所のめいめいにおいて2部の文書の片方が完全に認証〔署名〕されるという印象が、講和会議で固定化し、その後上述の諸記録に沈殿することになったのであろう。そのような先入観が、手順に関して決定しているフォーマーの記録がなぜ彼自身ではなくアルテンブルク使節の日記に再現されているのか、ということの説明している(註82)。ロイバー(註88)は皇帝使節同様に式典を描写している。
- (108) *Meiern 6*, S. 620; 署名の方式については、後述 [*APW III B Bd. 1/1, Einleitung*]CXIf (本稿未収録)を見よ。
- (109) キージは1648年10月30日の彼の文書(註88)の中でこの者たちを数え上げている。
- (110) このこと及びその後に関しては、1648年10月23日(11月2日)のザクセン選帝侯顧問団のザクセン選帝侯宛の書類及び1648年10月24日(11月3日)の選帝侯の指令(*SHStA Dresden, Locat 8131 Band 17 fol. 294-294' und 299*)、並びに1648年10月3日(13日)、10月17日(27日)、11月3日(13日)のロイバーの報告(*ebenda*, fol. 283-285, 300-304; *Band 18 fol. 41-42*)を参照。
- (111) 1648年11月7日(17日)のロイバーがザクセン選帝侯に宛てた書簡(*ebenda*, *Band 18 fol. 56-58*)、並びに彼の日記記事(*ebenda*, *Locat 8134 Band 28 fol. 343-344'*)。これらに従って、*Adami, Adam, Relatio Historica de Pacificatione Osnabrvgo-Monasteriensi ex avtographo avctoris restitvta atqve actorvm pacis Vestphalicae testimoniis avcta et corroborata accvrante Joanne Godofredo de Meiern. Leipzig: Michael Türpe 1737. (5/20: Ee 215), S. 692*, (*Meiern 6*, S. 656, 658, 691に依拠した)*Bauermann*, S. 427 及び *Jakobi, Vertragsexemplare*, S. 213 におけるその日に関する叙述は、修正されなければならない。
- (112) ロイバーの名はフランスのための副本においてもIPM第120条に挿入されていない。さらに彼は、IPM及びIPO両方の皇帝の批准書、スウェーデンの3部の批准書並びにフランスの批准書のうちの1部に名を欠いている。というのもこれらの文書はロイバーの署名以前に作成された原本に依拠しているからである。
- (113) その他にザクセン選帝侯使節ロイバーは、皇帝使節が両王使節の宿所へと移動し彼らが戻ってくる間、ランベルティ教会から断続的に(per intervalla)トランペットの音が聴こえてきたと、そしてさらに、条約文書が司教館の帝国等族使節にもたらされた時には、鐘が街中に響き渡ったと、日記に記録している(*SHStA Dresden, Locat 8134 Band 28 fol. 321, 322*)。
- (114) *Beschreibung: APW III C 3*, S. 1170 Z. 23-38. *TE 6*, S. 592f, *Londorp, Michael Kaspar, Der Römischen Kayserlichen Majestät und des Heiligen Römischen Reichs Geist- und Weltlicher Stände, Chur- und Fürsten, Grafen, Herren und Städte Acta Publica und schriftliche Handlungen [...]. Dritter Theil [1624-1628]. 4. Auflage; Sechster oder der Continuation zweyter Theil [1646-1653]. 1. Auflage. Frankfurt am Main: Johann Baptist Schönwetter, Balthasar Christoph Wust*

1668. (5: Ii 12), S. 421 における、フランスとの講和をミュンスターで告げ知らせた公告書(Patent)の複製版は、きつと同時代のビラに従っている。それに加えて *Meiern 6*, S. 614 におけるそれは、同じく *Stadtarchiv Münster (Zit.: SA Münster)* に現存する原稿に従っている(*Lahrkamp, Helmut, Nachlese zur Edition der stadtmünsterischen Kongreßakten. In: Quellen und Forschungen zur Geschichte der Stadt Münster. Neue Folge. Hrsg. von Helmut Lahrkamp. Band V. Münster 1970, S. 247-259 (Zit.: Lahrkamp, Nachlese), hier, S. 256*)。この原文は新聞でも公にされた。例えば *DPF Bremen, Z 9 1648/45 App. S. 2-3*。式典の経過それ自体に関しては、*Londorp 6*, S. 421 を見よ。オスナブリュックではきつとスウェーデンとの講和に関する公告書が読み上げられたであろう。
- (115) *Duchhardt, Heinz, Das Feiern des Friedens. Der Westfälische Friede im kollektiven Gedächtnis der Friedensstadt Münster. (Kleine Schriften aus dem Stadtarchiv Münster 1) Münster 1997, S. 18*。フォルマーによれば、〔講和締結の〕公表は〔両〕王〔使節〕の要請に従って(ad requisitionem coronarum) (のみ) 行われたが(*APW III C 2, S. 1161 Z. 2*)、1648年10月25日の皇帝宛の報告書(*Ausf.: HHStA Wien, RK FrA Fasz. 58a 1648 VII-X fol. 215- 217, 226, PS fol. 219*)には「フランスの全権使節及び全等族の要請に従って(uf begeren dess Französischen plenipotentiarii, auch aller stände)」と書いてある。IPM第98条(2)においては、講和条約の公告が明文をもって要求されているが、IPOには見当たらない。
- (116) セルヴィヤンはジラル(Girard)という名の奉公人を派遣した。この者は後の決算のために(*AE Paris, CP All 129 fol. 253-264, hier 257*)1648年10月29日にミュンスターを離れている。
- (117) *APW III C 2, S. 1161 Z. 13f und 212R* を見よ。1648年10月25日の報告の使者(註121)がピッコローミニにも条約締結の知らせを届けた。
- (118) プファルツ伯はスウェーデン使節から条約締結の事実に関してのみ知らされていたが(*APW II C 4 Nr.n 405, 409 und Nr. 426 hier, S. 780 Z. 14f, Nr. 432, hier S. 795 Z. 28f, Nr. 451 hier, S. 821 Z. 3-11*)、講和文書は受け取っていない(詳細ではないが、*APW II C 4, S. 780 Z. 5, S. 794 Z. 7f, S. 1084*)。
- (119) 彼〔ハンスン〕は今日失われてしまった署名式典の経過に関する備忘録も携行していた(*APW II C 4, S. 750 Z. 6-9*)。
- (120) スウェーデン使節は1648年10月16日(26日)の女王、王国宰相アクセル・ウクセンシェーナ、国務尚書ユルデンクロウに宛てた書簡の中で、彼らは真正の原本(originalt)を送り届ける、と何度も強調していた(*APW II C 4, S. 749 Z. 27f, S. 750 Z. 23ff, 752 Z. 15ff, S. 753 Z. 12f, S. 754 Z. 10-13*)。それに反して彼らは同日、新たに作成した版に帝国等族使節に署名するよう要請していたが、〔その要請の際〕この副本——即ち真正の原本ではない——がストックホルムに送られることになる〔からだ〕と理由付けていた(*Meiern 6, S. 624; Lahrkamp, S. 288*)。このことはしかし、単に口実とされた理由付けであったようで、ヤコビが*Vertragsexemplre, S. 218* で推測しているように、使者が予備として(zusätzlich)副本を〔正本と〕一緒にストックホルムへ持って行ったというのは、〔註106におけるのと〕同様にほとんどありえないだろう。それに関しては、後述[*APW III B 1, Einleitung*] LXXXIf. (本稿未収録)
- (121) フォルマーの秘書の一人、ヨハン・ヤコブ・エクスリン(Johann Jakob Öxlin)が1648年10月25日の全皇帝使節による共同報告書(*Ausf.: HHStA Wien, RK FrA Fasz. 58a 1648 VII-X fol. 215-217, 226, PS fol. 219*)をヴィーンに届けた。それ〔報告書〕にはその他の書面と並んで両条約の写しが添えられており(その写しは今日もはや同報告書に添付されてはいない)、そのことは報告書にもは

つきりと言及されている (APW III C 2/3, 212R における添付書類の復元は不完全である。というのも、その言明書にIPOの写し(s. auch APW III C 4, S. 200 Z. 1-4)やIPOの皇帝の批准書の書式が追加で送られたからであり、そこで引き合いに出されていたIPMの印刷版は、後に初めてこの位置に確実に挿入されることになったからである)。

- (122) 1648年10月25日の王太后への彼の書簡(Ausf.: *AE Paris*, CP All 112 fol. 356-358; Teildruck: *Duparc*, S. 59)の中で、確かにセルヴィヤンは皇帝使節から彼に手渡されたIPMの正本の送付を約束していたが、しかしながら同日のブリエンヌに宛てた書簡(*AE Paris*, CP All 112 fol. 359-360)で彼は、この予告を再度撤回している。それに関して彼は3つの理由を挙げている。1) 皇帝使節及びスウェーデン使節 (しかしながら註120を見よ) は彼らの正本を同様に送っていない。2) ロートリンゲン軍が郵便路を荒しまわっており、彼らは通行権を承認していないので、真正の原本、それと同時に締結された条約の唯一の確固たる証拠が喪失されかねない。3) いくつかの問題がさらに解決されねばならず、また、何人かの使節がいまだ署名していない (その際セルヴィヤンはとりわけサヴォワを念頭に置いていた)。
- (123) この急使たちは、条約の署名が行われたという事実を皇帝の宮廷に知らせることだけを任務としていた。彼らは条約文書を携行していなかった。なるほど [ブラウンシュヴァイクーリューネブルク使節] ランパディウス(Jakob Lampadius)が彼の日記の中で伝えるところではあるが (Lahrkamp, S. 288に活字化された抜粋)、皇帝は使者の到着後喜んで講和条約を受け取った、とナッサウは報告していたのである。それについては *Jakobi*, *Vertagsexemplare*, S. 218 [参照]。しかしながらナッサウの報告はどうしても引用されなければならない交渉人記録ではなく、その上他の典拠史料と矛盾している。
- (124) ランベルクは彼の随行者の中から1名の貴族ヨハン・カール・ヘッツェンベルガー(Johann Karl Hätzenberger) (1657年死亡、APW III C 4, S. 199 Z. 19) を派遣した(Ebenda, Z. 23-26)。
- (125) ナッサウ伯ヘルマン・オットー(1627-1660)は、ケルン、マインツ、トリーア、シュトラスブルク、ヒルデスハイム、ハルバーシュタットの聖堂参事会の参事会員だった(*Europäische Stammtafeln*. Neue Folge. Hrsg. von Detlev Schwennicke. Marburg. Band I: Die deutschen Staaten. Die Stammesherzoge, die weltlichen Kurfürsten, die kaiserlichen, königlichen und großherzoglichen Familien. Aus dem Nachlaß von Frank Baron Freytag von Loringhoven herausgegeben von Detlev Schwennicke. 1980. Band V: Standesherrliche Häuser II. 1988. Band VIII: West-, mittel- und nordeuropäische Familien. 1980. hier 1, S. 120)。彼は報酬として、帝国都市ケルン及びフランクフルトに割り当てられた2万帝国ターラーの為替を受け取ったが、1672年になってもまだ支払われていなかった(Demandt, Karl, E., *Das Siegerland im Widerstreit von Glauben, Recht und Politik 1607-1651*. In: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte* 32 (1982), S. 175-206, hier S. 200 Anm. 34)。
- (126) ある新聞記事によれば(*DPF Bremen*, Z 9 1648/47-II S. 3-4)、若いナッサウ伯は最後の道程を舟で進み、彼がヴィーンに近づいた時、片手に黒と黄の旗を持ちもう一方の手にトランペットを持った1名のトランペット奏者が船首に立っていたという。ヴィーンに到着すると、ナッサウはトラウトマンズドルフに迎えられてその邸宅に案内されたのであった。
- (127) ナッサウの公文書(Ausf.en: *KHA Den Haag*, A 4 nr. 1628/45 unfol.)の中の3つの文書 (2部は1648年10月28日付け、1部は1648年10月30日付け) がそれを示唆している。当時フランクフルト郵便局長を代行していた郵便局秘書は、[父] ナッサウの書簡を受け取ったことに基づいて1648年10

月28日の早朝〔子〕ナッサウに馬支度を整えさせたと、その中の一つで述べているが、しかしランベルクの使者が自由に使うことができたのは軽装馬車(calesche)だけであった。従って、「その結果この者(子ナッサウ)は、急使の望む場所で好きな時に〔駄伝の利用を〕願い出ることを期待し得た」(dz verhoffentlich derselbe (Nassau) ein guete zeit vor dem courir beliebiger orthien einkohmmen werde)。他の文書ではナッサウがニュルンベルクを通過したことを伝え、〔次のように〕付言している。「ランベルクの貴人〔使者〕は我々の予想するところ奇妙なことに妨げられている、さもなくば同じ時間に我々の所に現れるはずである」(der Lambergische cavallier ist durch unsere anschläg wunderlich verhindert worden, anderst selbiger uns vorkommen were)。

- (128) TE 6, S. 626; 1648年10月15日(25日)の使節報告の提出用覚書(Praesentatvermerk)を見よ(APW II C 4, S. 748 Z. 23f)。女王は1648年11月4日(14日)の書状でプファルツ伯カール・グスタフに直接問い合わせた(APW II C 4 Nr. 388, そこでは1648年10月という誤った日付が用いられている)。報酬としてハンスンは貴族に列せられ、相当額の金銭が贈与された(TE 6, S. 626)。
- (129) *La Gazette (de France)*, 1648 (BN Paris: 4° Lc² 1), no. 166, 1479.
- (130) Vgl. *Svenska Riksrådets Protokoll. Med understood af statsmedel i tryck utgifvet af Riksarkivet. XII: 1647, 1648*. Bearb. von Severin Bergh (Handlingar rörande Sveriges historia. Tredje serien) Stockholm 1909 (Zit.: SRP), hier S. 419f.
- (131) Ebenda, S. 421.
- (132) ただし女王は、皇帝のIPOの批准書の文面(Text: [APW III B Bd. 1/1,] Nr. 19)で、彼女の父グスタフ・アドルフが単にserenissimus〔きわめて晴朗な〕の称号のみで、彼女自身がpotentissimus〔きわめて強大な〕の添え名も備えていたことに苦情を表明していた。彼女は1648年11月11日(21日)に使節にこの点を変更するように指示したが(APW II C 4 Nr. 430, hier S. 792 Z. 4-9)、無論この時点でそれは遅すぎた。
- (133) それ以前の使節の諸記録によると、(例えばアクセル・ウクセンシェーナが1648年11月16日(26日)に王国顧問会で示しているように、SRP 12, S. 425)ストックホルムの人々は新たな膨大な文書を作成する必要があると予期してはいなかった。
- (134) 1648年10月15日(25日)にサルヴィウスがユルデンクロウに宛てた書簡(ST 6.1, S. 323f; APW II C 4 Nr. 402には誤りがある)。
- (135) SRP 12, S. 425.
- (136) 1648年11月21日(12月1日)の女王の〔ユーハン・〕ウクセンシェーナ及びサルヴィウスに対する書簡によれば11月30日、TE 6, S. 626によれば12月2日。
- (137) Vgl. Meiern 6, S. 626; APW III C 4, S. 212 Z. 14f.
- (138) 1648年11月7日及び8日の代表顧問たちの鑑定書、並びに1648年11月11日の枢密顧問決議(HHStA Wien, RK FrA Fasz. 56e 1648 XI 8-30 unfol.)。
- (139) Text: [APW III B Bd. 1/1,] Nr. 11.
- (140) 序文並びに〔講和条約文書に〕挿入された皇帝使節及びスウェーデン使節の全権委任状において(Text: [APW III B Bd. 1/1,] Nr. 18)。
- (141) 1648年8月6日(HHStA Wien, RK FrA Fasz. 55a 1648 VIII fol. 67-68)及び1648年8月31日(Ebenda, fol. 177-178)にヴィーンに送られた皇帝によるIPOの批准書作成に関する発案書には、この皇帝の称号の代わりに総括的な引用(名義titul.)が存在する。1648年10月25日に送られた書式は同じものとして扱えない。

- (142) 1648年12月8日の書記エクスリンのヴァルデローデ(Walderode)への書簡(eigh. Ausf.: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 56e 1648 Dezember fol. 58)及び1649年3月12日の皇帝への書簡(eigh. Ausf.: *ebenda*, Fasz. 59a unfold)。それによればエクスリンは〔スウェーデンに拒否された場合に備えて〕、彼が〔フランス用と同様にその称号を用いていない〕第2の文書をもう1部準備していたことを、誰にも、フォルマーにすら語っていない。スウェーデン使節はエルザス方伯の称号を用いた皇帝の批准書を異議なく受け取ったのであった。
- (143) セルヴィヤンが〔IPMの〕前文も〔帝国等族による〕保証(Corroboratio) (IPM第120条) も批准文書に受け入れようとしなかったことを申告していることについての理由〔を記録しているもの〕は存在していない。皇帝使節はこれを1648年10月30日及び1648年11月27日に皇帝の宮廷に知らせている(Konzept: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XVII fol. 34 sowie fol. 190; dazu auch ein Zettel: *ebenda*, fol. 30-30')。
- (144) 1648年11月12日及び1648年12月11日の代表顧問たちの鑑定書(Konzept: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 56e fol. 8-12' und *ebenda* Fasz. 92 XVII fol. 217-219 und 513-520)を参照。
- (145) 1648年12月27日の代表顧問たちの鑑定書(*HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 58b fol. 190-193)、及び1648年12月28日の皇帝の指令(Ausf.: *ebenda*, Fasz. 92 XVII fol. 724-725')を参照。それに関する帝国等族の質問に対して、皇帝使節はまず最初の時は自信を持った態度を見せた。1648年12月11日の彼らの報告を見よ(Konzept: *ebenda*, fol. 292-295', PS fol. 296-297)、そしてまた後に、1649年2月19日に再度それに関して話題に上った(Konzept: *ebenda*, Fasz. 92 XVIII fol. 397-398')。
- (146) 彼の通行証(Konzept: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 56e 1648 XI 8-30 fol. 67)。
- (147) フォルマーの日記の記事(*APW III C 2*, S. 1170 Z. 9f)及びランベルクの記事(*APW III C 4*, S. 209 Z. 1f)にそのように書かれている。
- (148) Text: *Meiern 6*, S. 662ff.
- (149) 例えば、1648年11月7日付けのザクセン選帝侯への文書 (Ausf.: *SHStA Dresden*, Locat 8132 Band 18 fol. 93-94; fol. 95は皇帝が署名した勅令の許可証)。
- (150) 1648年12月4日の皇帝使節の皇帝宛文書(Konzept: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XVII fol. 190)。ナッサウの子がメッツ、トゥール、ヴェルダンに関する皇帝の署名文書を持ってきた、と書かれているような新聞記事(*DPF Bremen*, Z 59 1648/205 S. 3-4)は、従って事実と合致していない。
- (151) 1648年12月12日の皇帝によるヴォルケンシュタイン宛の文書(Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XVII fol. 422-424')。
- (152) それについては註511参照 [本稿未収録]。
- (153) 1648年11月27日の皇帝使節の報告書(Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XVII fol. 190)参照。
- (154) 皇帝は最初、1648年12月14日の日付でドイツ語の批准書を作成させ(Ausf.: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XVII fol. 542)、同日送付している(Ausf.: *ebenda*, Fasz. 92 XVII fol. 513-520)。1649年1月5日に彼はラテン語版を送付し、1649年1月23日にミュンスターに届いた(*APW III C 2*, S. 1202 Z. 9f)。
- (155) フロンドについては、*Meyer, Jean*, Frankreich im Zeitalter des Absolutismus 1515- 1789. (Geschichte Frankreichs. Hrsg. von Jean Favier, Band 3). Französische Originalausgabe 1985. Deutsche Übersetzung Stuttgart 1990, hier S. 304-309; *Carrier, Hubert*, Fronde (1648-1653). In: Dictionnaire du Grand Siècle. Sous la direction de Francois Bluche. Paris 1990, S. 624ff ; *Bercé, Yvec-Marie*, Fronde. In: Dictionnaire du l'ancien régime. Publié sous la direction de Lucien Bély.

Paris 1996, S. 573-576.

- (156) 註143〔参照〕。
- (157) 1648年10月25日のセルヴィヤンがブリエンヌに宛てた書簡(Ausf.: *AE Paris*, CP All 112 fol. 359-360, hier 359'-360)参照。
- (158) 1648年12月8日のセルヴィヤンがブリエンヌに宛てた書簡(Ausf.: *ebenda*, fol. 471-471')参照。
- (159) 1648年12月18日のブリエンヌによるセルヴィヤン宛て(Ausf.: *AE Paris*, CP All 123 fol. 394-397, hier 395-395')。その中でブリエンヌは、なぜ〔批准書に〕挿入されたIPMの文章をそこに書かれているように変更したのかについて、最初に理由付けている。セルヴィヤンは1648年12月25日及び26日に皇帝使節に知らせた(*APW III C 2*, S. 1177 Z. 8-13 und 14-17)。フランス文書の1部が当時皇帝側の文書と照合されたが、それについては手短なメモが現存している(*HHStA Wien*, GehStReg Rep. N Ka. 96 Fasz. 68 unbez. pars nr. 26 unfol.)。
- (160) セルヴィヤンがブリエンヌに宛てた1648年12月29日(Ausf.: *AE Paris*, CP All 112 fol. 526-536', hier 529'-530)及び1649年1月12日(Ausf.: *AssNat Paris* 279 fol. 264-271, hier 264-265)の書簡、並びにセルヴィヤンが国王に宛てた1649年1月5日の書簡(Ausf.: *AE Paris*, CP All 125 fol. 29-33', hier 30-30')。ブリエンヌは1649年1月15日に弁明している(Ausf.: *AE Paris*, CP All Spl. 3 fol. 157-161', hier 159-160)。
- (161) ブリエンヌは1648年12月24日にそれを送った(Ausf.: *AE Paris*, CP All 123 fol. 391-393', hier 391)。セルヴィヤンはその到着を1649年1月5日に確認した(Ausf.: *AssNat Paris*, 279 fol. 250-251)。皇帝使節の通知(*APW III C 2*, S. 1183 Z. 31f)も参照せよ。
- (162) セルヴィヤンがブリエンヌに宛てた1648年12月29日(Ausf.: *AE Paris*, CP All 112 fol. 526*-536', hier 535')、1649年1月5日(註161の同日付の文書を参照、hier fol. 250'-251)及び1649年1月12日(Ausf.: *ebenda*, fol. 264-271, hier 267')の書簡を参照。[*原書では536となっているが誤植が明らかなので訳者が訂正した。]
- (163) ブリエンヌがセルヴィヤンに宛てた1649年1月3日及び1649年1月22日の書簡(Ausf.en: *AE Paris*, CP All Spl. 3 fol. 157-161 und 166-172, hier 168'-169)参照。
- (164) ブリエンヌは1649年2月5日にそれらを発送した(Ausf.: *AE Paris*, CP All Spl. 3 fol. 173-177, hier 173)。この郵便物はやや遅れて1649年2月13日にやっと到着したと、1649年2月16日のセルヴィヤンがブリエンヌに宛てた書簡にはそのようにある(Kopie: *AssNat Paris*, 279 fol. 313-314', hier 313)。
- (165) 3つのケースのうち1つが今なお現存している。それについては後述、[*APW III B Bd. 1/1, Einleitung*]CXVIII。(本稿未収録)
- (166) セルヴィヤンがブリエンヌに宛てた1648年12月29日(Ausf.: *AE Paris*, CP All 112 fol. 526-536', hier 535')及び1649年1月5日(Ausf.: *AssNat Paris*, 279 fol. 250-251, hier 250')の書簡を参照。Meiern 6, S. 771も参照。
- (167) 正式な期限は1648年12月24日であった(IPM第111条及びIPO第17条第1項)。
- (168) それについては*Oschmann*, S. 124-132。仲介使節〔キージとコンタリニ〕は1648年11月4日に、1647年のフランス-皇帝間賠償協定で合意された「エルザス方伯」の称号及びフランスの〔領土譲渡の引き換えとしてチロル大公への〕補償金支払いに用いられるべき換算率に関する鑑定書を作成した(Texte: [*APW III B Bd. 1/1*]Nr. 11 und 12)。これについては、*APW III C 2*, S. 1154 Z. 25-30, S. 1161 Z. 26 - S. 1162 Z. 9。

- (169) それについては *Oschmann*, S. 108-124.
- (170) Text: *Meiern 6*, S. 749-752 und 755f; dazu und Folgenden *Oschmann*, S. 132-166.
- (171) 詳しく言うと、戦争当事者でありヘッセン軍への補償の主要な債務者の一人であったケルン選帝侯の批准書が要求された。
- (172) それについては、*Meiern 6*, S. 826f; *APW III C 2*, S. 1214-1218 (随所に)。
- (173) *Meiern 6*, S. 755.
- (174) さらにセルヴィヤンは大公レオポルト・ヴィルヘルム自身によるエルザスに関する割譲声明に話を持っていこうとしたが、それをフォルマーは拒否した (フォルマーがトラウトマンズドルフに宛てた1649年1月26日の書簡、eigh. Ausf.: *Österreichisches Staatsarchiv. Allgemeines Verwaltungsarchiv, Fürstlich Trauttmansdorffsches Zentral-Familienarchiv* (Zit., TA Wien), Ka. 116 Z 10 nr. 88 unfol.)。
- (175) 皇帝の批准書と一緒に1648年12月3日にヴィーンからミュンスターに届けられていた、エルザスに関する帝国の割譲声明は、12月14日 (4日) に帝国等族の代表者によって署名され (*Meiern 6*, S. 717)、ロイバーも1648年12月15日 (5日) にザクセン選帝侯にそのように伝え (Ausf.: *SHStA Dresden*, Locat 8132 Band 18 fol. 144-146)、彼の日記 (*edenda*, Locat 8134 Band 28 fol. 375) 並びにバイエルン使節が同選帝侯に宛てた1648年12月15日の書簡 (*BHStA München*, Nachlaß Lori Band 13 fol. 605-626) にもそのようにある。フォルマーはこのことを彼の日記に書き残していない。オーストリアの譲渡文書の発送については、註151を見よ。
- (176) *Oschmann*, S. 145f.
- (177) Text: [*APW III B Bd. 1/1*,] Nr. 15. 文書が3部セルヴィヤン (*APW III C 2*, S. 1209 Z. 14f) と帝国等族の代表者の大部分によってその翌日の1649年1月29日に初めて署名され (*Meiern 6*, S. 824; ロイバーの日記 *SHStA Dresden*, Locat 8134 Band 29 fol. 11)、ヘッセン-カッセルと両バーデン辺境伯 (Baden-Baden / Baden-Durlach) の全権代表によっては1649年2月18日にやっと署名された (*Meiern 6*, S. 857)。帝国議長マインツ選帝侯は批准書交換までの文書の寄託のためにセルヴィヤンに証明書を作成した (Kopie: AE Paris, CP All 125 fol. 154)。交渉については、*Oschmann*, S. 161ff; 同書 161頁註288及び664頁では、文書の日付が誤って示されている。
- (178) *Oschmann*, S. 163 Anm. 293. 皇帝は最終的に、[フランスによるチロル大公への] 補償金の支払いについて (*solutionis pretii conventi*) の文書化 (*Formulierung*) にだけ苦情を述べた。この異議の処理のため、1649年4月30日に帝国等族の鑑定書が作成された。Text: [*APW III B Bd. 1/1*,] Nr. 17.
- (179) それらの文書のうち、1部は皇帝のために作成された。セルヴィヤンは皇帝にその遵守を義務付けるためにこれを押し通した (セルヴィヤンがブリエンヌに宛てた1649年2月2日の書簡、Ausf.: *AssNat Paris* 279 fol. 299-301, hier 299)。しかしながら [註177で述べた] 3部の文書は皇帝使節によってもオーストリア使節によっても署名されなかった。
- (180) *Oschmann*, S. 158-161; vgl. hier [*APW III B Bd. 1/1*,] Nr. 28 Anm. 1.
- (181) Text: [*APW III B Bd. 1/1*,] Nr. 28.
- (182) POの批准書はスウェーデン文書の到着後すぐに照合された (*TE 6*, S. 618f, 626; *Meiern 6*, S. 732; *APW II C 4*, S. 865 Z. 24-29; このことは新聞で報じられていた。DPF Bremen Z 59 1648/210 S. 3-4 und *ebenda* Z 10 1648/52-II S. 3)。照合作業は恐らく1649年2月16日に再度行われた (*ebenda*, 1649/32 S. 2)。

- (183) Text: [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 22.
- (184) それについては、APW III C 2, S. 1206 Z. 23f. それに関しては2つの簡潔な手記も現存している (HHStA Wien, GehStReg Rep. N Ka. 96 Fasz. 68 unbez. pars nr. 26 unfol.)。
- (185) その経緯についての描写は、Dickmann, S. 468ff; Duchhardt, S. 17f.
- (186) 以下の本文の叙述は次の文献に基づく。アルテンブルクの日記(Meiern 6, S. 857-864)、ロイバーの日記(SHStA Dresden, Locat 8134 Band 29 fol. 50'-54')、他の帝国等族使節の報告書(TE 6, S. 653-658)並びにスウェーデンへ送付されたまた別の報告書(RA Stockholm, DG 14 fol. 239-242; APW II C 4, S. 1000 Z. 32では日付の表示が誤っている)、新聞記事(DPF Bremen Z 59 1649/32 S. 1-4)並びにスウェーデン—皇帝間の式典に関しては、皇帝使節の議事録(HHStA Wien, RK FrA Fasz. 92 XVIII fol. 400-403)並びにランベルクの日記記事(APW III C 4, S. 223 Z. 25 - S. 224 Z. 16)、及びIPMの批准書の交換についてはフォルマーの日記記事(APW III C 2, S. 1232 Z. 25 - S. 1234 Z. 11)。
- (187) ロイバーは文書を同日の晩には既に受け取っている(Diarium; SHStA Dresden, Locat 8134 Band 29 fol. 56)。
- (188) IPOの秘密条項の批准書(Text: [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 21; vgl. Anm. 154)をフォルマーは1649年2月17日にクラーネに引き渡した(1649年1月5日の皇帝使節の覚書におけるフォルマーの背書き(Dorsal)、HHStA Wien, RK FrA Fasz. 92 XVIII fol. 149')。後者〔クラーネ〕はそれを再度1649年2月23日にスウェーデン使節に渡した(副本におけるクラーネ自筆の背書き、Giessen Universitätsbibliothek, Codex 200 fol. 383)。皇帝のIPO批准書における訂正についての声明書(Text: [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 22)は、謄本にメモされているように(Giessen 200 fol. 36-36')、1649年2月25日に手渡された。
- (189) ハンザはIPOの合意(1648年8月6日)並びに条約の署名(1648年10月24日)の際に既に、その留保権を〔リュウベク使節〕グロッキン(David Gloxin)を通じて口頭で、或いは請願書を通じて文書で公に示そうと努力していた(後註219から223を参照)。
- (190) この時点で帝国等族が皇帝のために準備したフランスに対する特別保証の文書も手渡されていたかは記録されていない。この文書がどのようにしていつ皇帝使節のものとなったのか——それは今日、フォルマーの手書き文書の部分とみなされ得る棚に置かれている——確認されていない。それはいずれにせよ1649年4月には皇帝使節の手元にあった。というのも、ランベルクが帰途に着く前にナッサウとフォルマーから受け取った諸文書のリスト(HHStA Wien, GehStReg Rep. N Ka. 96 Fasz. 68 unbez. pars nr. 26 unfol.)に記載され、確かに〔確認済みの印として〕線で消されているからである。
- (191) Text: [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 13.
- (192) Text: [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 14.
- (193) Text: [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 16.
- (194) Text: [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 6.
- (195) Text: in [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 7.
- (196) Text: [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 15.
- (197) Text: [APW III B Bd. 1/1,]Nr. 28.
- (198) 上述(註186)の諸記録のうち、フォルマーの日記でのみ、帝国議長マインツ選帝侯へのフランス批准書の譲渡がはっきりと述べられている(APW III C 2, S. 1233 Z. 44 - S. 1234 Z. 1)。ロイバーの描写の中では、単にこの文書が「すぐに」(alsobaldt)作成されたことだけが書かれており

(*SHStA Dresden*, Locat 8134 Band 29 fol. 55)、従ってひょっとしたら式典直後のことかもしれない。これ以外の、詳細なアルテンブルクの日記はこの点には何も伝えていない。

- (199) それについては註513〔参照〕(本稿未収録)。
- (200) *Duchhardt*, S. 22-25.
- (201) キージの日記の記事(*APW III C 1/1*, S. 428)及び*Meiern* 6, S. 911による。フォルマーの日記(*APW III C 2*, S. 1244 Z. 2f)にはセルヴィヤンの出発が1649年3月19日と誤って伝えられている。彼用のいくつかの旅券は1649年3月18日及び19日の日付が付されている(*AE Paris*, CP All 125 fol. 385-387, 392-393)。
- (202) セルヴィヤンは1649年2月23日に以前から申請していた旅行許可を受けたが、しかし彼の病気が早期の出発を妨げたのだった。彼は自分で文書をフランスへ持ち運ぼうとしていたことを、その頃自ら手紙に書いている。ミュンスターには前弁理公使ラ・クールが残され、彼は新しい全権委任状も持っていたが、その委任状は後に皇帝側から承認されることはなかった(1649年3月20日付、Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XIX nr. 2517)。いつセルヴィヤンがそれらの文書を国王の宮廷に引き渡したかについて確かなことは語られていないが、1649年2月18日の彼の抗議文(Text in [*APW III B Bd. 1/1*,]Nr. 16)の認証を、彼はいずれにせよ1649年5月15日に行った。
- (203) 1649年2月19日に皇帝使節は、批准文書の送付は跋扈している傭兵軍のためにあまりにも危険とみなすと〔ヴィーンに〕知らせており、新たな指令を要請している(Konzept: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XVIII fol. 397-398)。皇帝の宮廷はそれに基づき1649年3月3日に「彼〔ランベルク〕は以下の手元に保管しているフランス及びスウェーデンとの講和条約原典をこれまで既に交換したそれらの両王たちの批准書とともにそれぞれ携え、それらをこちら〔ヴィーン〕まで運んでくるように(er die drundten in verwahr behaltene sowohl Französische alß Schwedische original-instrumenta pacis sambt denen nunmehr außgewechselten ratificationibus coronarum zu euch nehmet und solche mit anhero bringet)」と命じた(Ausf.: *ebenda*, Fasz. 58b 1648 III-X unfold)。
- (204) *APW III C 4*, S. 232 Z. 1ff, そこではそれ以後の旅の過程についても述べている(S. 232-248)。
- (205) ランベルクは間もなくニュルンベルク執行会議で皇帝の代理を務めるように指示を受けたが、しかし彼自身の希望でこの委員から解放された(*Oschmann*, S. 205 Anm. 14)。
- (206) ランベルクがナッサウないしフォルマーの書記室から受け取った諸記録の目録は現存している(*HHStA Wien*, GehStReg Rep. N Ka. 96 Fasz. 68 unbez. pars nr. 26 unfol)。
- (207) *APW III C 4*, S. 247f. 1649年6月15日に彼はトラウトマンズドルフに、余った4部の白紙委任状と、彼が皇帝及びスウェーデンのために指定された交渉文書に押印してきたその印章(Petschaft)も返還した。ランベルクが日記の中で述べている皇帝に手渡された「フランス及びスウェーデン王との両講和条約の原典(beebe instrumenta pacis von der cron Frankreich und Schweden in originali)」(*ebenda*, S. 248 Z. 22f)に関して、彼が指し示して言っているものは、交渉人記録〔講和会議で使節たちが交渉成果をその都度書き込みながら最終的にIPM及びIPOの原本そのものとなされた文書〕(so *ebenda*, S. 248 Anm. 6, und *Jakobi*, Vertragsexemplare, S. 218 Anm. 53)のことなのか、或いは政治的及び法的にははるかにより重要な、豪華に作成された金製の印章箱を備え付けられたフランス及びスウェーデンの批准書のことなのかについては、確定できないままである。
- (208) 女王が11月25日(12月5日)にスウェーデン使節に宛てた書簡(*APW II C 4*, Nr. 454, hier S. 825 Z. 16-19)。批准書の交換後サルヴィウスはこの使命を改めて確認した(使節が女王に宛てた1649年

2月11日(21日)の書簡、*ebenda*, Nr. 551, hier S. 1000 Z. 20ff)。

- (209) サルヴィウスのミュンスター出発については、*APW II C 4*, S. 1010 Z. 1ffを見よ。サルヴィウスは1650年6月にやっと再びスウェーデンの土を踏んだ(*Lundgren, Sune, Johan Adler Salvius. Problem kring freden, krigsekonomien och maktkampen. Lund 1945, S. 307*)。
- (210) 後註297〔参照〕(本稿未収録)。
- (211) *Oschmann*, S. 177-197.
- (212) ミンデンに向けて出発したのは、ブランデンブルク選帝侯使節ザインーヴィトゲンシュタイン(Sayn-Wittgenstein)並びに帝国都市の諸代表たち、即ちリューベックの代表グロッキン、ニュルンベルクの代表クレス・フォン・クレッセンシュタイン(Kress von Kressenstain)、及びシュバーベンの諸帝国都市を代表したハイダー(Heider)であった。
- (213) それに関して全般的には、*Oschmann*, S. 204-417.
- (214) *Oschmann*, S. 197 Anm. 457.
- (215) 註67〔参照〕。
- (216) ブレーメン市に関する皇帝使節の1648年11月2日の鑑定書(Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 57 Konv. D fol. 109-110; Text: *Londorp 6*, S. 430(ある押印文書に従っている)、添付書類に関しては、S. 430f即ち1646年6月1日リンツでの皇帝使節によるブレーメンに関する証明書)。帝国議長マインツ選帝侯は1648年10月16日の日付で、スウェーデン使節に手渡したそれ自身の鑑定書(註67)に関する留保〔の文書〕を発行した(Kopien: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 57 Konv. D fol. 32-33; *RA Stockholm*, DG 13 fol. 1092- 1092'; Text: *Londorp 6*, S. 429f)。それに関して、またブレーメンをめぐるその後の事件の経過に関しては、*Lorenz, Gottfried, Das Erzstift Bremen und der Administrator Friedrich während des Westfälischen Friedenskongresses. Ein Beitrag zur Geschichte des schwedisch-dänischen Machtkampfes im 17. Jahrhundert. (Schriftenreihe der Vereinigung zur Erforschung der Neueren Geschichte 4) Münster 1969 (Zit.: Lorenz, Bremen), S. 222ff*。
- (217) それについては、*Reppen, Die Zollpolitischen Regelungen der Friedensverträge von 1648 mit Frankreich und Schweden (Zit.: Reppen, Zollpolitische Regelungen). In: Wirtschaft, Gesellschaft, Unternehmen. Festschrift für Hans Pohl zum 60. Geburtstag. Hrsg. von Wilfried Feldenkirchen, Frauke Schönert-Röhlk und Günther Schulz. (Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft 120) Stuttgart 1995, S. 303-322. Wieder veröffentlicht in: Reppen, DK und WF, S. 677-694*。
- (218) スウェーデンに譲渡された関税〔徴収権〕に関するメクレンブルクのための皇帝使節による1649年4月1日の鑑定書(Konzept: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XIX nr. 2522; 帝国議長マインツ選帝侯の認証を受けた謄本、*ebenda*, MEA FrA Fasz. 28 unfol.)、並びに、スウェーデンに容認された関税〔徴収権〕に関するブランデンブルク選帝侯のための皇帝使節による1649年5月10日の鑑定書(Konzept: *ebenda*, RK FrA Fasz. 92 XX nr. 2561b)。加えて、帝国議長の認証を受けた、ヴァルネミュンデ関税に関する皇帝使節による1649年3月1日の鑑定書は、この件に欠かせないものである(Kopie: *AE Paris*, CP All 125 fol. 311-311')。
- (219) *Reppen, Zollpolitische Regelungen*, S. 312 Anm. 47.
- (220) 講和条約におけるヴェーザー関税の併合に対する諸帝国都市による1648年8月日付不定の抗議文(Text: *Londorp 6*, S. 375)。

- (221) *Spies, Hans-Bernd*, Lübeck, die Hanse und der Westfälische Frieden. In: *Hansische Geschichtsblätter* 100 (1982), S. 110-124, hier S. 123 Anm. 38.
- (222) 帝国議長に向けたハンザ諸都市による1649年2月18日の宣言(Kopie: *RA Stockholm*, DG 14 fol. 315-315'), 皇帝使節に向けたハンザ諸都市による1649年2月20日の宣言(Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XX nr. 2557)、並びに1649年2月8日(18日)の抗議文の代わりに議事録の抜粋(*extractus protocolli*) (Text: *APW III A 6* Nr. 188, 誤解を招きやすい表現を伴っているが)。それに不可欠であるのが、皇帝使節及び帝国議長に向けたハンザ諸都市の1649年2月28日付けの計画書(Kopie: *RA Stockholm* DG 14 fol. 315-315')、並びに1649年2月18日、1649年4月9日のグロッキンの口頭による抗議に関する皇帝使節の確認書(Kopie: *Giessen*, 211 fol. 37)。
- (223) そういう訳でグロッキンはフランス使節に権利の留保を申し入れようとしたが(彼の草案の控、*AE Paris*, CP All 126 fol. 29)、しかしそれは受け入れられなかった。ラ・クールがセルヴィヤンに宛てた1649年5月11日(Ausf.: *AE Paris*, CP All 126 fol. 31-33', hier 33)、1649年6月1日(Ausf.: *ebenda*, fol. 110-113, hier 112')の書簡も参照せよ。
- (224) IPO第11条第8項に関するマクデブルクに向けた矛盾している鑑定書、即ち皇帝使節による1649年4月6日の回答(Kopie: *Giessen*, 211 fol. 81'-83')、ウクセンシェーナによる1649年5月4日(14日)の鑑定書(Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XX nr. 2580)もそれに含められ得る。それについては、*Hoffmann, Friedrich Wilhelm*, *Geschichte der Stadt Magdeburg. Nach den Quellen bearbeitet. Dritter Band. Neue Ausgabe Magdeburg, 1856* (*Zit.*: *Hoffmann, Magdeburg*), hier S. 255-261. ブランデンブルク-アンスバッハによって主張された長老権(*iura presbyterialia*)に関するシュヴァルツェンベルク伯に向けた1649年3月11日の皇帝使節による鑑定書(Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XIX nr. 2521)及びブラウンシュヴァイク-リュネブルクに向けたIPO第5条第24項に関わる1649年4月12日の皇帝使節による鑑定書(Kopie: *ebenda*, nr. 2519)も、条約の解釈に用いられた。ハッヒェンブルクをめぐる未解決の争いに関しては多数の鑑定書が作成された。例えば1648年12月9日の皇帝使節及びスウェーデン使節並びにマイントの帝国議長によるそれぞれの鑑定書(Texte: *Lünig*, TRA XXIII, 1132f)及び1649年4月12日の皇帝使節による新たな鑑定書(Kopie: *HHStA Wien*, RK FrA Fasz. 92 XIX nr. 2519)。H